

大曲仙北広域市町村圏組合訓令第15号

大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業 第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

平成29年 4月 1日公布

平成30年10月 1日改正

令和 元年10月 1日改正

大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第1号。以下「総合事業実施要綱」という。）の規定に基づき、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、訪問型サービスA、通所型サービスA及び第1号介護予防支援費に要する費用の額（以下「介護予防訪問介護相当サービス等に要する費用の額」という。）の算定に関する基準を次のように定める。

- 1 介護予防訪問介護相当サービス等に要する費用の額は、別表介護予防訪問介護相当サービス等支給費単位数表により算定するものとする。
- 2 介護予防訪問介護相当サービス等に要する費用の額は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める区分に準じて別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。この場合において、介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAについては訪問介護、介護予防通所介護相当サービス及び通所型サービスAについては通所介護、第1号介護予防支援については介護予防支援の区分によるものとする。
- 3 前2号の規定により介護予防訪問介護相当サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

附 則

（施行期日）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（施行期日）

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

（施行期日）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

別表

介護予防訪問介護相当サービス等支給費単位数表

1 介護予防訪問介護相当サービス費

イ	介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ）	1,172 単位（1月につき）
ロ	介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ）	2,342 単位（1月につき）
ハ	介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ）	3,715 単位（1月につき）
ニ	介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅳ）	267 単位（1日につき）
ホ	介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅴ）	271 単位（1日につき）
ヘ	介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅵ）	286 単位（1日につき）

注1 利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービス事業所（大曲仙北広域市町村圏組

合指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年大曲仙北広域市町村圏組合訓令第3号。以下「総合事業基準要綱」という。）第5条第1項に規定する介護予防訪問介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、介護予防訪問介護相当サービス（総合事業実施要綱第4条第1号ア（ア）に規定する介護予防訪問介護相当サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、訪問介護員等（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程を修了した者に限る。）が身体介護を行った場合は、当該月においてイからリを算定しない。

- イ 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、法施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）又は第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）において1週に1回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者（ニに掲げるものを除く。）
 - ロ 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者（ホに掲げるものを除く。）
 - ハ 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画等においてロに掲げる回数を超える介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「要介護認定審査基準省令」という。）第2条第1項第1号に掲げる区分である者を除く。以下へにおいて同じ。）（へに掲げるものを除く。）
 - ニ 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅳ） 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者で1月の利用回数が4回以下のもの
 - ホ 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅴ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者で1月の利用回数が5回以上8回以下のもの
 - へ 介護予防訪問介護相当サービス費（Ⅵ） 介護予防サービス計画等においてロに掲げる回数を超える介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者で1月の利用回数が9回以上12回以下のもの
- 2 介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 3 厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示120号）に掲げる地域に所在する介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務

所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護相当サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 4 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示83号。以下「中山間地域告示」という。）第1号に掲げる地域に所在し、かつ、1月当たりの実利用者数が厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号。以下「施設基準告示」という。）第68号に定める施設基準に掲げる人数に適合する介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域告示第2号に掲げる地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（総合事業基準要綱第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 6 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。
- 7 利用者が一の介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

ト 初回加算 200単位

注 介護予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画（総合事業基準要綱第41条第2号に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（基準要綱第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

チ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第179条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病

院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

- 2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。)、指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

リ 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「厚労大臣基準告示」という。)第4号に定める基準に準じる基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして大曲仙北広域市町村圏組合管理者(以下「組合管理者」という。)に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に準じる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからチまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからチまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからチまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚労大臣基準告示第4号の2に定める基準に準じる基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして組合管理者に届け出た介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に準じる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからチまでに算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでに算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 介護予防通所介護相当サービス費

イ 介護予防通所介護相当サービス費

- (1) 事業対象者、要支援1(Ⅰ) 1,655単位(1月につき)
- (2) 事業対象者、要支援2(Ⅰ) 3,393単位(1月につき)
- (3) 事業対象者、要支援1(Ⅱ) 380単位(1回につき)
- (4) 事業対象者、要支援2(Ⅱ) 391単位(1回につき)

注1 総合事業基準要綱第44条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして組合管理者に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所(同条第1項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防通所介護相当サービス(総合事業実施要綱第4条第1号イ(ア)に規定する指定介護予防通所介護相当サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が利用定員(総合事業基準要綱第49条第4号に規定する介護予防通所介護相当サービスの利用定員をいう。)を超える場合又は看護職員若しくは介護職員の員数が同条に定める員数に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

イ 事業対象者、要支援1(Ⅰ) 第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画において1週に1回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者又は要支援状態区分が要介護認定審査基準省令第2条第1項第1号に掲げる区分である者(ハに掲げるものを除く。)

ロ 事業対象者、要支援2(Ⅰ) 第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画において1週に2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者又は要支援状態区分が要介護認定審査基準省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者(ニに掲げるものを除く。)

ハ 事業対象者、要支援1(Ⅱ) 第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画において1週に1回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者又は要支援状態区分が要介護認定審査基準省令第2条第1項第1号に掲げる区分である者で1月の利用回数が4回以下のもの

ニ 事業対象者、要支援2(Ⅱ) 第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画において1週に2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者又は要支援状態区分が要介護認定審査基準省令第2条第1項第2号に掲げる区分である者で1月の利用回数が5回以上8回以下のもの

2 介護予防通所介護相当サービス事業所の介護予防通所介護相当サービス従業者(実施要綱基準要綱第44条第1項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス従業者をいう。)が、中山間地域告示第2項に掲げる地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(総合事業基準要綱第49条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 厚労大臣基準告示第18号に掲げる基準に適合しているものとして組合管理者に届け

出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

- 4 以下に定める基準に適合しているものとして組合管理者に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月に200単位を所定単位数に加算する。ただし、ハを算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該介護予防通所介護相当サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

- 5 イの注1ただし書に規定する基準のいずれにも該当していない介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- 6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

- 7 利用者が一の介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所以外の介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

- 8 介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所介護相当サービス事業所に通

う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

イ 事業対象者、要支援1(I) 376単位

ロ 事業対象者、要支援2(I) 752単位

ハ 事業対象者、要支援1(II) 376単位

ニ 事業対象者、要支援2(II) 752単位

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして組合管理者に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所介護相当サービス事業所の介護予防通所介護相当サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画（基準要綱第58条第2号に規定する個別サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして組合管理者に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ イの注1ただし書に規定する基準のいずれにも該当していない介護予防通所介護相

当サービス事業所であること。

ニ 栄養改善加算 150 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして組合管理者に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ イの注1ただし書に規定する基準のいずれにも該当していない介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

ホ 口腔機能向上加算 150 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして組合管理者に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ イの注1ただし書に規定する基準のいずれにも該当していない介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

へ 選択的サービス複数実施加算

注1 注2の基準に適合しているものとして、組合管理者に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480 単位

(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700 単位

2 次の掲げる基準のいずれにも適合すること。この場合において、利用者に対し、選

択的サービスのうち2種類のサービスを実施しているときは選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)を、3種類を実施しているときは選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)を算定する。

イ 介護予防通所介護相当サービスを提供した日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。

ロ 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

ト 事業所評価加算 120 単位

注 以下の基準に適合しているものとして組合管理者に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所において、当該加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（ハの注のホ、ニの注のホ又はホの注のホに掲げる基準に適合しているものとして組合管理者に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間。以下「評価対象期間」という。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

イ ハの注のホ、ニの注のホ又はホの注のホに掲げる基準に適合しているものとして組合管理者に届け出て選択的サービスを行っていること。

ロ 評価対象期間における利用実人数が10名以上であること。

ハ 評価対象期間における当該介護予防通所介護相当サービス事業所の提供する選択的サービスの利用実人数を当該介護予防通所介護相当サービス事業所の利用実人数で除して得た数が0.6以上であること。

ニ (2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が0.7以上であること。

(1) 厚労大臣基準告示第110号ニ(1)の例により算定した数。

(2) 厚労大臣基準告示第110号ニ(2)の例により算定した数。

チ サービス提供体制強化加算

注1 注2の基準に適合しているものとして組合管理者に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対し介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イの注1で掲げる区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

(一) イの注1のイ及びハ 72 単位

(二) イの注1のロ及びニ 144 単位

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

(一) イの注1のイ及びハ 48 単位

(二) イの注1のロ及びニ 96 単位

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(一) イの注1のイ及びハ 24 単位

(二) イの注1のロ及びニ 48 単位

2 次に掲げる基準のいずれかに適合し、かつ、イの注1ただし書に規定する基準のいずれにも該当していないこと。この場合において、次のイに適合するときはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを、ロに適合するときはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロを、ハに適合するときはサービス提供体制強化加算(Ⅱ)を算定する。

イ 介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

ロ 介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

ハ 介護予防通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

リ 介護職員処遇改善加算

注 厚労大臣基準告示第24号において準用する第4号に定める基準に準じる基準又は同告示第51号の9において準用する第48号に定める基準に準じる基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして組合管理者に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に準じる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ヌ 介護職員等特定処遇改善加算

注 厚労大臣基準告示第24号の2に定める基準に準じる基準又は同告示第51号の10に定める基準に準じる基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして組合管理者に届け出た介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に準じる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

3 訪問型サービスA費

イ 訪問型サービスA費(Ⅰ) 214単位(1回につき)

ロ 訪問型サービスA費(Ⅱ) 217単位(1回につき)

ハ 訪問型サービスA費(Ⅲ) 229単位(1回につき)

注1 利用者に対して、訪問型サービスA事業所(総合事業基準要綱第62条第1項に規定する訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。)の従事者等(同項に規定する従事者等をいう。以下同じ。)が、訪問型サービスA(総合事業実施要綱第4条第1号ア(イ)に規定する訪問型サービスAをいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 訪問型サービスA費(Ⅰ) 介護予防サービス計画等において1週に1回程度の訪問型サービスAが必要とされた者で1月の利用回数が4回以下のもの

- ロ 訪問型サービスA費(Ⅱ) 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の訪問型サービスAが必要とされた者で1月の利用回数が5回以上8回以下のもの
- ハ 訪問型サービスA費(Ⅲ) 介護予防サービス計画等においてロに掲げる回数を超えて訪問型サービスAが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定審査基準省令第2条第1項第1号に掲げる区分である者を除く。)で1月の利用回数が9回以上12回以下のもの
- 2 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービスA費は、算定しない。
- 3 利用者が一の訪問型サービスA事業所において訪問型サービスAを受けている間は、当該訪問型サービスA事業所以外の訪問型サービスA事業所が訪問型サービスAを行った場合に、訪問型サービスA費は、算定しない。

4 通所型サービスA費

通所型サービスA費 313単位(1回につき)

- 注1 総合事業基準要綱第68条に定める従事者の員数を置いているものとして組合管理者に届け出た通所型サービスA事業所(同条第1項に規定する通所型サービスA事業所をいう。以下同じ。)において、通所型サービスA(総合事業実施要綱第4条第1号イ(イ)に規定する通所型サービスAをいう。以下同じ。)を行った場合に、1月に4回を限度として算定する。ただし、利用者の数が利用定員(総合事業基準要綱第71条で準用する通所型サービスAの利用定員をいう。)を超える場合又は従事者の員数が同条に定める員数に満たない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。
- 2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は、算定しない。
- 3 利用者が一の通所型サービスA事業所において通所型サービスAを受けている間は、当該通所型サービスA事業所以外の通所型サービスA事業所が通所型サービスAを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。

5 第1号介護予防支援費

イ 第1号介護予防支援費(1月につき)

- (1) 介護予防ケアマネジメント(A) 431単位
- (2) 介護予防ケアマネジメント(B) 201単位

注1 第1号介護予防支援費は、利用者に対して第1号介護予防支援事業による支援(法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業による援助をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において大曲仙北広域市町村圏組合又は国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。)に対し、第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画において位置付けられている介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、訪問型サービスA又は通所型サービスAのうち法定代理受領サービス(法第115条の45の3第3項の規定によるものをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している第1号介護予防支援事業者(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)を設置する者をいう。)につい

て、次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 介護予防ケアマネジメント(A) ロ以外の者

ロ 介護予防ケアマネジメント(B) 心身機能や置かれている環境等その状態によりサービス担当者会議及びモニタリングが省略可能である者

- 2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、第1号介護予防支援費は、算定しない。

ロ 初回加算

注 第1号介護予防支援事業所（地域包括支援センターをいう。）において、新規に第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画を作成する利用者に対し第1号介護予防支援事業による支援を行った場合については、初回加算として、1月につき、イ(1)については300単位、イ(2)については150単位をそれぞれ加算する。

ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（大曲仙北広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年大曲仙北広域市町村圏組合条例第3号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。）の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。